

## ヤスクニ・レポ 169 全国的な憲法学習を 代表 西川重則

1

最初に結論を述べておこう。それは、「全国的な憲法学習を」ということである。その見出しは、私の『平和を創り出すために』（いのちのことば社発行、1997年5月3日）の中の見出しである。

私は私の住んでいる国立市の公民館の一室を借りて2001年以降定期的に憲法連続講座として日本国憲法を学んでいる。昨日（2013・10・11）は41回目に当たったの公開学習会であり、憲法の第73条第1項の「内閣の職務」である第2項「外交関係を処理すること」を学んだ。

20人に満たない少数者であるが、活発であり、6時30分から9時閉会の予定が、内容の濃い質問の中で九時が過ぎる状態であった。初めての参加者もあり、キリスト者の参加がふえているように思われた。

私の講演が終わり、後半の質疑応答にあって私が思い出したのが、他ならぬ「全国的な憲法学習」を実現するためにはどうすればよいだろうかという願いだった。

言うまでもなく、10月15日（火）から12月6日（金）まで、53日間臨時国会が開かれ、翌年2014年1月から通常国会が始まる予定である。その間に、国会は戦後初めてと思われる重大な法案が可決・成立という厳しい状態が考えられ、私たち主権者・有権者の実力が問われることは避けられない。

私自身、別の委員会で今年の12月6日（金）に、「安倍首相は何を考え、何をしようとしているのか」（仮題）という内容の講演を依頼されている。周知の通り、「自民党日本国憲法改正草案」が2012年4月27日に決定されており、安倍晋三首相は「改正草案」の憲法改正推進本部の最高顧問のひとりとなっている。

昨日の国立での憲法講座の時にも報告したが、日本国憲法と自民党の憲法改正草案とは100パーセント、内容はもちろんのこと、憲法観は異なっている。

日本国憲法がどんな憲法であるかは、「前文」を読

めば明らかであり、当時の中学一年生の教材として発行された『あたらしい憲法のはなし』にわかりやすく解説しているのを改めて報告しておきたい。

「前文」は三つの柱から成り立っているとされるのが普通のことであるが、「主権在民」、「平和主義」、「国際協調主義」であり、最後の結びで、「日本国民は、国家の名誉をかけて、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ」と力説している。

ともあれ、『あたらしい憲法のはなし』で先程述べたことを、中学生一年生にもわかる言葉で次のように書いている。

「こんどの憲法は、この前文に記されたような考えからできたものですから、前文にある考えと、違ったふうに考えてはならないということです。もう一つのはたらきは、これからさき、この憲法をかえるときに、この前文に記された考え方と、ちがうようなかえかたをしてはならないということです。」

2

そのように解説している一文は想像以上に重要であり、当時の文部省の発行であることを安倍内閣の文部科学大臣がどう考えているかを問いたいものである。安倍内閣の閣僚として、安倍首相の主張に反対できないというのは、閣議決定の意味から当然のことであるが、閣議決定そのものが日本国憲法という最高法規であることを知っているはずの文部科学大臣として憲法の内容を優先して考えれば、安倍内閣そのもの問題点について良心的にどう発言し、主権者・有権者に対応すべきかは自明のことと言わねばならない。

イギリスの閣僚が首相の考えと違った場合、イギリスの首相が間違っていることがわかった時、閣僚として首相の指示に従わない権利が与えられているということ、そのような権利を与えられているすばらしさを聞いたことがあることをここに述べておきたい。

もちろん、日本国憲法第99条の「憲法尊重・擁護

義務」を負っていることは周知のことである。

今回私が主権者・有権者を含めて、近現代国家である限り、法の原理に基づいて、最高法規である憲法に明記されている条文について、あいまいに原則・解釈・適用することは許されないことを確認し、恣意的な判断や利害関係を優先して憲法違反の政治姿勢を公然と示すことはできないのであり、「前文」のところで、中学生に対してわかり易く解説している通り、「前文」と本文が矛盾するような憲法改正をすること自体、主権者・有権者として許してはならないことを十分に考えて欲しいということ、そしてまさに戦後六八年の臨時国会、その後の来年の通常国会の重大かつ緊急な事態に直面して、私たち自身がどう対応し、どう運動を展開するのか、文字どおり正念場に立たされていると言わねばならない。

私の結論は、だからこそ最初にかいた通りである。まず「全国的に憲法学習を！」と声を大にして訴えたい。ひとりひとりがベストを尽くして隣人に、知人に、友人に訴えるべきであること、それは決して不可能で

はないはずである。

自民党が発足した、1955年11月15日の自民党の基本方針として「現行憲法の自主的改正」を訴えた自民党が今日に至るまで日本国憲法の自主的改正運動を続けているのはなぜか。それは自民党日本国憲法改正草案の内容そのものが裏づけており自民党政権の安倍首相始め閣僚、国会議員の発言を考えれば疑う余地はなからう。

「天皇は元首」ひとつ考えても根本的な間違いが見つかるはずである。占領されていた時、マッカーサー草案に、天皇の元首が明記されたが、日本国憲法に、天皇が元首ということは、「前文」にも「本文」にも書かれていない。それどころか、「前文」、「本文」共に、主権在民が力説され、象徴天皇も「象徴でしかない」天皇であり、その天皇も民主主義の

本質から、憲法改正するなら、まず天皇制の廃止のための改正をと主張する、尊敬する憲法学者が50年代からおられたことを、私は知っている。憲法改正(改悪100%)阻止の普及を全国的に展開する責任課題を述べて終りたい(2013・10・14)。

## 2013年9月20日例会奨励 ヨハネの黙示録13章9節「耳のある者は」

星出 卓也牧師(日本長老教会西武柳沢キリスト教会)

9節が「**耳のある者は聞きなさい。**」と呼びかけているのは、使徒ヨハネのナレーションではなく、この啓示をヨハネに託しているキリスト御本人の呼びかけです。この13章が展開する世界は、地上に生きるクリスチャンにとって凄まじく恐ろしい世界、獣に地上を支配する権威が与えられ、獣はその権力によっておごり高ぶり、神のみが持つ地位をも要求し、そして全世界の諸民族、諸国民はこの獣を礼拝するという世界です。多くの歴史の中でこのような出来事が幾度となくおこりました。

そのような時代の中で、獣を拝まなかったクリスチャンたちはいつも少数でした。マイノリティーである地上の教会の中の、また更なるマイノリティー。そのようなクリスチャンたちは教会からも迫害されたということを覚える時、その時代の只中であって、主の声に聞き従うことがどんなにか困難なことかを思うのです。戦時下において、国家よりも上にあるキリストの権威を確信するということのどれほど難しいことであったか。絶対的に見える地上の権威というものが、一時的なものでしかなく、その猛威は限られた一時に過ぎないということを信じるということがどれ

ほど困難なことであったのか。

そんな主の民に対してイエス様は「**耳のある者は聞きなさい。**」と問いかけます。欺きと偽りが支配しているその時代の中で真実の主の御言葉に耳を傾け、迫害と圧迫の只中でキリストが今も絶対的な権威者として傍らにいてくださることを信じなよ。そしてこの13章で現される主の啓示を聞き分け、受け止め、信じ、聞き従う耳のある者となりなさい、と主ご自身が9節で呼びかけておられます。

耳がなければ、聞くことができません。霊の耳を持たない世の群集の全ては、獣を礼拝し、その例外はないのです。8節にありましたように、いのちの書に名が書き記されている者のみが、その耳を与えられ、その耳を持ってこの主の御言葉を聞き分け、この時代を悟り、その偽りを見抜き、真理に従う者とさせられるのです。

自分や時代に合わせて御言葉を改良するものではなく、変わることをない真理の御言葉に合わせて自分を変え、どのような時代にあってもこの御言葉にのみ従うところの霊の耳。今日においても御霊が与える霊の耳を、私たちも神に願い求めたいと思います。